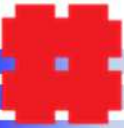




# 虐待防止措置未実施減算

次の基準を満たしていない場合に、所定単位数の100分の1を減算します。

- (1) 虐待防止委員会を定期的（年1回以上）に開催する。
- (2) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施する。
- (3) 上記措置を適切に実施するための担当者を配置する。



# 身体拘束廃止未実施減算

次の基準を満たしていない場合に、減算を適用します。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。
- ② 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の使用も可能)を定期的(年1回以上)に開催する。
  - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的(年1回以上)に実施する。

## 【減算の取扱い】

- (施設・居住系) …基準を満たしていない場合、所定単位数の10%減算  
(訪問・通所系) …基準を満たしていない場合、所定単位数の1%減算  
(障害児通所支援) …基準を満たしていない場合、所定単位数の1%減算



# 情報公表未報告減算

障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位数を減算します。

(1) 所定単位数の100分の90を算定

（対象サービス：療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練）

(2) 所定単位数の100分の95を算定

（対象サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援）

※事業所情報の公表は、独立行政法人福祉医療機構が運営する「WAM NET」で行われています。



# 情報公表未報告減算

児童福祉法第33条の18の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位数を減算します。

## 【対象サービス】

児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援・障害児相談支援・共生型障害児通所支援

## 【算定される単位数】

・ 所定単位数の100分の99

※事業所情報の公表は、独立行政法人福祉医療機構が運営する「WAM NET」で行われています。



# 業務継続計画未策定減算

下記の基準に適合していない場合、所定単位数を減算します。

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。
- ②当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。

※令和7年4月1日から、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」が策定されているのみで、感染症と非常災害の業務継続計画が未策定の場合、減算が適用されます。

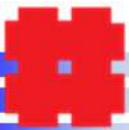
※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、令和7年4月1日から業務継続計画未策定減算の適用対象となりました。



# 業務継続計画未策定減算

## 【算定される単位】

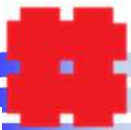
- ・ 所定単位数の100分の97  
(対象サービス：療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練）
- ・ 所定単位数の100分の99  
(対象サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、生活介護、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）



# 避難確保計画及び訓練の実施報告について

## 避難確保計画とは

- ・浸水や土砂災害が想定される地域に位置する事業所において、洪水時、土砂災害時に、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための計画
- ・「水防法」及び「土砂災害防止法」改正に伴い、**避難確保計画の作成および作成した計画の市への提出、計画に基づく訓練の実施が義務化。**



# 避難確保計画及び訓練の実施報告について

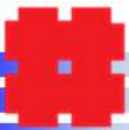
- ・要配慮者利用施設一覧にて、作成する計画を確認

対象河川に○ → 洪水の計画作成

土砂災害に○ → 土砂災害の計画作成

対象河川・土砂災害どちらも○ → 洪水・土砂災害両方の計画作成

対象河川・土砂災害どちらも○がない → 洪水・土砂災害両方の計画  
作成義務なし



# 避難確保計画及び訓練の実施報告について

## 各様式の注意事項

### 様式1

→事前休業の判断について、必ず各事業所で定めてください。

### 様式3

→情報収集方法、情報伝達について必ず明らかにしてください。

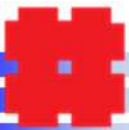
### 様式5

→避難の確保を図るための資器材を整備するとともに、維持管理に努めてください。

→防災教育及び訓練の実施時期は、出水期前に行ってください。

### 様式7～12

→市への提出は不要ですが、必ず事業所で各様式について定め、事業所で保管してください。



# 避難確保計画及び訓練の実施報告について

(記載例)

・様式2 「防災体制」(洪水)

※洪水の計画の場合、長良川(芥見地点)のように、

**対象河川、対象河川の観測地点を記載**してください

## 【対象河川と観測地点】

・長良川(忠節地点または芥見地点)

(長良川については、忠節地点と芥見地点のうち、事業所に近い場所を設定)

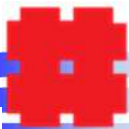
・木曾川(笠松地点)

・境川→(馬橋地点)

・板屋川→(御望地点)

・伊自良川→(古川橋地点)

・鳥羽川→(東深瀬地点)



# 避難確保計画及び訓練の実施報告について

## 様式4「避難場所」(洪水)

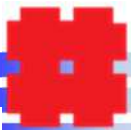
- ・避難場所は、必ず二か所以上設定してください。
- ・一か所以上は、L2(想定最大規模)に対応する避難場所を設定してください。  
(岐阜市役所HP: トップページ>暮らし・手続き>防災>避難場所・避難所>地区別避難施設一覧 より、地区別避難施設一覧を確認できます。一か所以上は、L2が△か○の施設を設定してください。)
- ・屋内安全確保を行う場合、避難経路図の添付をしてください。

### 常磐

施設区分	施設名	所在地	屋内使用 スペース	使用床 面積	想定収 容人数	洪 水 L1	洪 水 L2	内 水	土砂 災害	火災 その 他
指定緊急避難 場所兼指定一 般避難所	☆常磐小 学校	上土居838	教室・体 育館	1780	538	○	△	○	○	○
指定緊急避難 場所兼指定一 般避難所	常磐公民 館	上土居838	集会室等	188	56	○	△	○	○	○
指定緊急避難 場所	富塚公園	上土居3丁目2	-	-		×	×	○	○	○

(参考)

常磐地区避難施設一覧  
 常磐小学校、常磐公民館はL2対応○  
 富塚公園はL1、L2非対応×



# 避難確保計画及び訓練の実施報告について

・避難確保計画に基づく訓練実施後、「訓練実施結果報告書」の提出が必要です。

〈オンラインでの提出の場合〉

<https://logoform.jp/form/BcLm/458092>

上記Logoフォームより報告・提出

〈書面での提出の場合〉

訓練実施結果報告書を記入し、岐阜市危機管理部危機管理課に提出